

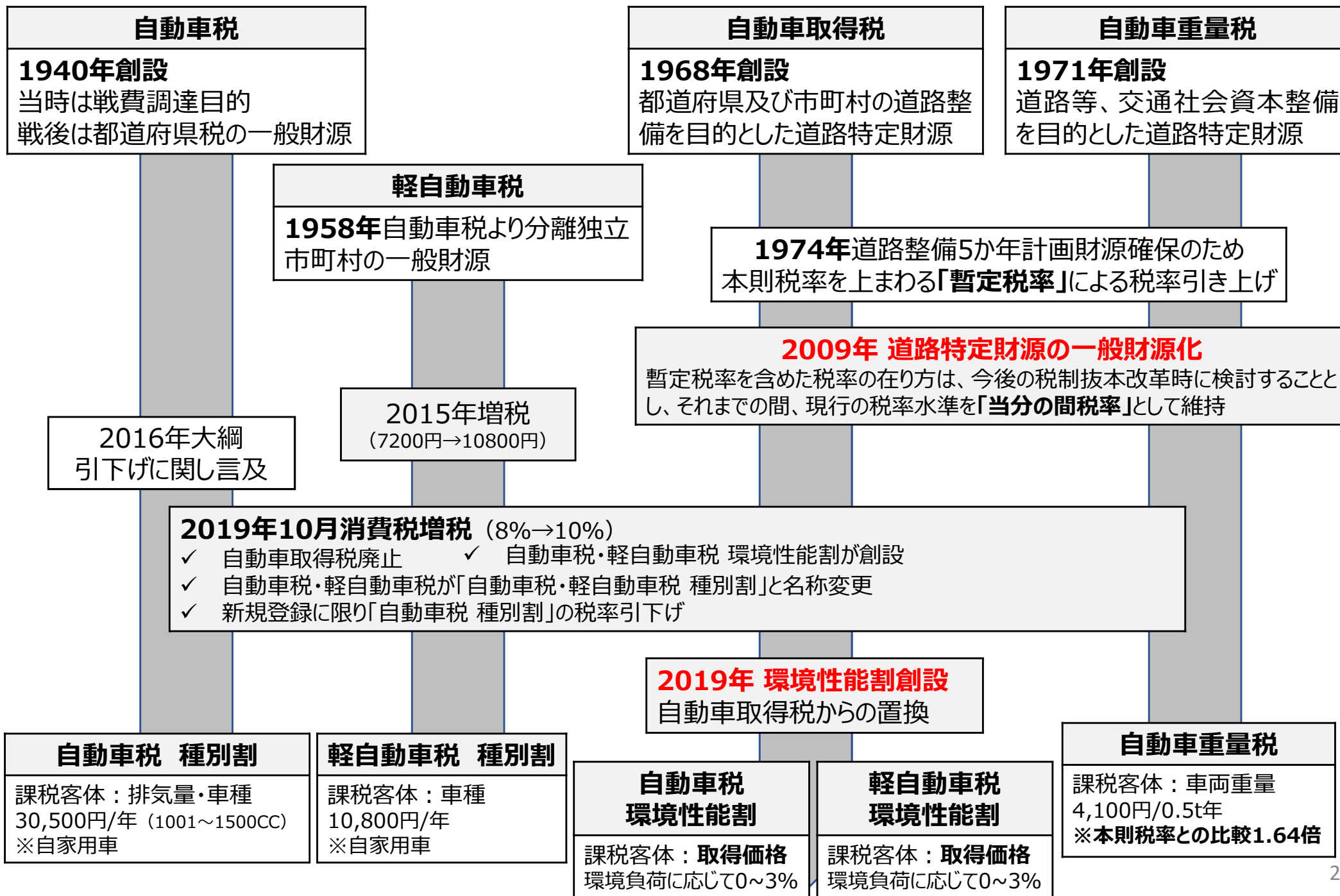


令和4年度自動車関係諸税などに関する要望書

【補足資料】

2021年6月
自動車総連

■ 複雑かつ過重で不条理な自動車関係諸税



■ 令和3年度税制改正大綱に関して

受け止め

コロナ禍により、

自動車関係諸税に関する抜本改革議論が先送り

担税力に応じていない税負担を課す結果が継続

今後の中長期的な自動車関係諸税のあり方の検討においては、

取得段階	保有段階	走行段階	
消費税 環境性能割	自動車重量税 自動車税・軽自動車税	揮発油税 地方揮発油税 軽油取引税	石油ガス税 消費税
車体課税		燃料課税	

取得・保有・走行の各段階で課せられる9種の税項目に及ぶ
複雑且つ過重な自動車関係諸税の
簡素化・ユーザー負担軽減につながる論議を求める

■ 令和4年度税制改正に向けた要望のポイント

自動車関係諸税を取り巻く環境

- ◆ 取得・保有・走行段階における複雑かつ過重な税負担が継続
- ◆ 政府による「中長期的な自動車関係諸税のあり方」への言及が明記
- ◆ 2050カーボンニュートラル実現に向けた電動車普及促進

《政策実現に向けて》

自動車総連一丁目一番地政策 【STEP1】

自動車関係諸税の簡素化・ユーザー負担軽減

大前提 総額3.3兆円減税

車体課税2.6兆円→1.3兆円 燃料課税3.4兆円→1.8兆円 消費税2.8兆円→2.4兆円

【STEP2】

地方税収に影響を与えない税制の確立

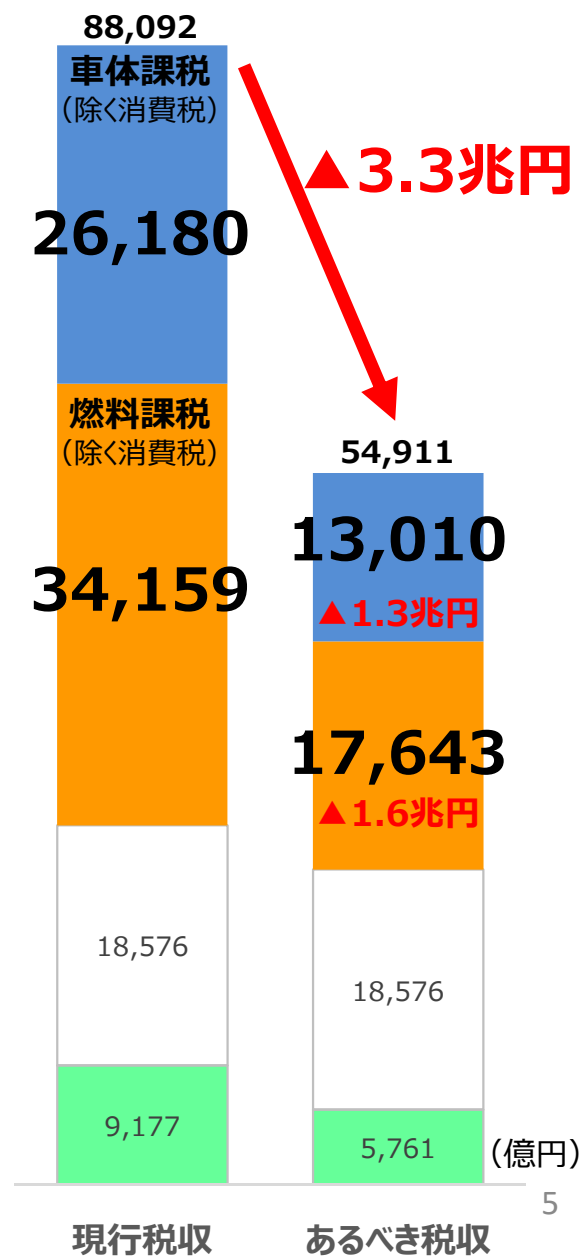
【STEP3】

ユーザーの納得感を踏まえた税の用途明確化
特定財源化

■ 現行税収とあるべき税収

現行税収			あるべき税収				
自動車重量税	6,799	当分の間税率廃止 (本則1.64倍)	自動車保有税	4,146			
自動車税 (種別割)	15,294			次世代モビリティ (CASE) 普及促進特定財源	8,864		
軽自動車税 (種別割)	2,755				消費税 (車体課税分)	18,576	
自動車税・軽自動車税 (環境性能割)	1,332	車体課税総額	31,586				
消費税 (車体課税分)	18,576	当分の間税率廃止 (本則2倍) (本則1.18倍) (本則2.14倍) (本則通り)	燃料税	11,020			
車体課税総額	44,756			カーボンニュートラル 促進特定財源	1,998		
揮発油税	22,040				消費税 (燃料課税分)	4,505	
地方揮発油税	2,358					燃料課税総額	120
軽油引取税	9,641						5,761
石油ガス税	120	23,405					
消費税 (燃料課税分)	9,177	タックス・オン・タックス解消	消費税 (燃料課税分)	5,761			
燃料課税総額	43,336		燃料課税総額	23,405			

■ 車体課税 ■ 燃料課税
□ 消費税 (車体課税分) ■ 消費税 (燃料課税分)



■ 自動車総連が取り組む政策

自動車関係諸税の抜本改革～新たな税体系の確立～

【STEP1】自動車関係諸税の簡素化・ユーザー負担軽減

総額3.3兆円のユーザー負担軽減

【STEP2】地方税収に影響を与えない税制の確立

地方分散の加速・地方活性化に寄与

【STEP3】ユーザーの納得感を踏まえた税の用途明確化

次世代モビリティ（CASE）普及促進特定財源化・カーボンニュートラル促進特定財源化

一般財源化により課税根拠を喪失していることに鑑み、用途を明確化し、
今後財源が必要となる分野への特定財源化を求める
併せて、道路利用の受益は全国民で負担するとの考えの元、
道路の維持管理・修繕保守費は一般財源より拠出することを前提とする。